

交通安全情報

令和8年3号

県内の交通事故 令和8年2月末現在(概数)

	発生件数	死者数	負傷者数
発生状況	390	2	445
高齢者事故	186	0	88
前年同期比	-7	-6	-13



※高齢者事故発生件数は、高齢者が関連する全事故件数で、高齢者事故死者数と負傷者数は、高齢者の死者数及び負傷者数



上記表のとおり、本年2月末現在、全体で2人の方が交通事故により、お亡くなりになりました。

事故の種類については、車両同士による事故が1件であり、1件の事故で、2人の方がお亡くなりになりました。

交通事故は、安全確認を怠ったり、誤った判断をしたりなど、わずかな油断や運転操作のミスで、発生しています。

ドライバーも歩行者も、交通ルールとマナーをしっかりと守り

「事故を起こさない」「事故に遭わない」
ことを心掛けましょう。



☆令和8年2月末現在の飲酒事故の現状について（概数）☆

○ 飲酒事故は、後を絶たず、毎月のように発生しています。

本年2月末現在、飲酒関連の交通事故で亡くなられた方は、いませんでしたが、重傷や軽傷など、ケガをされた方はいました。

飲酒関連の交通事故は、令和8年になって、毎月発生しています。

飲酒運転は、悪質な行為であり、二日酔いも例外ではありません。

飲酒をした翌日、体調が悪いと感じた時は、無理に自動車等を運転するのは、やめましょう。



送別会等の飲み会が増えるこの時期は、自分自身が飲酒運転をしないために、飲酒場所に車で行かない等の飲酒運転をしない対策をとるようにしましょう！



☆ 飲酒運転をしないための対策について ☆

○ 飲酒運転をしないために下記の4点について心掛けてください！

1 飲み会等に行く時は、公共交通機関を利用するようにしましょう！

事前に飲み会等でお酒を飲むことが分かっている場合は、物理的に自動車等を運転することができないように、電車やタクシーなどの公共交通機関を利用し、なるべく飲み会等の場所に自動車等を持ち込まないようにしましょう。



2 ハンドルキーパー運動を心掛けましょう！

ハンドルキーパー運動とは、自動車で家族や友人等と飲食店などへお酒を飲みに行く場合は、絶対にお酒を飲まない人いわゆる、ハンドルキーパーをしっかりと決めて、その人が飲み会の場に同席した人たちを自宅や宿泊先まで、
送り届ける運動です。ハンドルキーパーをする方は、絶対にお酒を飲まないようにしましょう。



3 飲酒后、車を持ち帰る時は自動車運転代行サービスを利用しましょう！

自動車運転代行とは、お酒を飲んだことで、自動車を運転して帰ることが出来なくなった場合に、飲酒等をした人の代わりに、自動車を運転して、目的地（自宅や宿泊先など）まで送ってくれるサービスです。



4 「二日酔い」での運転も厳禁！

お酒を飲んだ翌日に自動車等を運転をする予定がある場合は、翌日の体調を考慮した飲酒時間、飲酒量を心掛けることが重要です。

翌日、体内にアルコールが残るような飲酒をした場合は、自動車等を運転するのは絶対にやめましょう。



※ 飲酒運転は、心掛け次第で、防止することができます。
飲酒運転をしないために、日頃から事前対策を心掛けましょう！